

個人番号カード(マイナンバーカード)の交付に遅れが生じています

大阪市における個人番号カード交付の遅れの状況

■個人番号カード交付通知書の発送が大幅に遅れています。

- 個人番号カードは地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において作成され、区役所に送付された後、必要な設定等を行ったうえで、「個人番号カード交付通知書」をお送りしています。
- しかし、J-LISが運用する「カード管理システム」にシステム障害や通信エラー等が多数発生しているため、カードの設定等に想定以上の時間を要しており、またカード交付にも遅れが出ていることから交付通知書の発送が大幅に遅れています。

■個人番号カードの交付時に窓口で長時間お待たせする場合があります。

- 個人番号カードの交付時にも「カード管理システム」を利用しますが、システム障害等が全国的に発生していることから、区役所に個人番号カードを受け取りに来られた際に、窓口で長時間お待ちいただくことや、その日にカードをお渡しできないことがあります。
- また、ICチップが破損してしまった場合などには、カードをお渡しできるまでに1箇月程度かかることがあります。
- 来庁されたその日にカードをお渡しできない場合については、必要な手続きのみを行っていただき、後日、連絡のうえで交付させていただきます。

皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 区役所マイナンバー担当 ☎0570-06-6466 ☎6930-9978

区役所日曜開庁のお知らせ

引越し等の手続きで多くの方が利用される年度始めの日曜日に区役所を開庁し、転入・転出に関わる窓口業務を行います。

とき 4月3日(日) 9:00~17:30

※4月24日(日)は、通常どおり第4日曜開庁を実施します。

取扱業務 転入・転出などの届出、住民票発行、国民健康保険や国民年金の各種届出など一部の業務

問合せ 区役所総務課

☎6930-9625 ☎6932-0979

平成28年度の国民健康保険料

●保険料の改定

高齢化の進展や医療の高度化等による医療費増が見込まれる中で、受益と負担の適正化の観点から、収入に対する保険料の負担割合を府内市町村並みとなるよう、一人あたりの保険料(医療分・後期高齢者支援金分)を1.0%改定します。

●保険料の最高限度額の改定

中間所得者層の負担を緩和するため、最高限度額について、医療分保険料を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分保険料を17万円から19万円に改定します。

●保険料は6月に決定

4月から翌年3月までの国民健康保険料を6月に決定し、6月中旬に世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎6930-9956 ☎6932-0979

国民年金保険料の改定と免除申請

国民年金の平成28年度保険料は月額16,260円に改定されました。

学生納付特例の対象となる学校に在学中の方は、申請により保険料納付が猶予される制度があります。希望される方は「年金手帳」「学生証または在籍証明書(28年度の在籍が確認できるもの)」「印かん」を持参し、区役所1階回番窓口にて申請してください。学生納付特例の対象となる学校かどうかの確認は城東年金事務所(☎6932-1161)にお問い合わせください。

新たに一般免除を希望される方は「年金手帳」「印かん」を、退職された方は「免除を受けようとする期間にかかる雇用保険受給資格者証または離職票」を持参し、区役所1階回番窓口にて申請してください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎6930-9956 ☎6932-0979

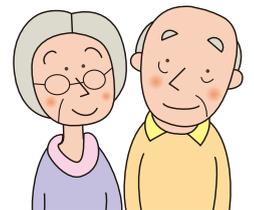
後期高齢者医療保険料の改定

●保険料の改定

平成28・29年度の後期高齢者医療の保険料率が改定されました。大阪府内の被保険者均等割額は51,649円(▲958円)となり、所得割率10.41%および最高限度額57万円は据え置きとなります。

●保険料額は7月にお知らせします

75歳以上の方*にご加入いただいている大阪府後期高齢者医療では、4月から翌年3月までの保険料を7月に決定し、7月中旬以降にご本人へ通知します。納付については、12か月分を9回でお支払いいただくこととなります。



そのため、特別徴収の方(年金からあらかじめお支払いいただいている方)を除き、4~6月に納付していただく新年度相当分の保険料はありませんのでご注意ください。

*65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方を含みます。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎6930-9956 ☎6932-0979